

日本学生支援機構奨学金

令和元年台風第 19 号にかかる災害救助法適用地域の世帯の 学生・生徒に対する緊急・応急採用について

令和元年台風第 19 号に係る災害救助法適用地域（令和元年 10 月 12 日適用）に定められた市町村に本人又は保証人が居住し、災害により罹災した場合、奨学金の申込みを受付けますので、貸与を希望する者は各キャンパスの学生課に相談してください。

記

- 対象地域** 14 都県 390 市区町村
対象地域は以下の URL を参照してください。
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/chiiki/genzai.html
- 貸与始期**
 - 緊急採用（第一種奨学金）：令和元年 10 月以降で申込者が希望する月とします。
 - 応急採用（第二種奨学金）：令和元年 4 月以降で申込者が希望する月とします。
- 貸与終期**
 - 緊急採用（第一種奨学金）：令和 2 年 3 月とします。
※ 緊急採用（第一種奨学金）は令和 2 年 3 月までの貸与となります。ただし、令和 2 年度においてなお、第一種奨学金が必要と認められる者から、令和 2 年 1 月 10 日（金）までに「緊急採用（第一種）奨学金継続願」の提出があった場合には、翌年度末（令和 3 年 3 月）まで貸与を継続します。また、年度末ごとに同様の願い出を繰り返すことにより、修業年限の終了月まで貸与期間の延長ができます。
 - 応急採用（第二種奨学金）： 修業年限の終了月までとします。
- 提出書類**

市区町村で発行された罹災（被災）証明書・申込書一式
- その他 JASSO 支援金について**

学生本人が現に通学のために居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方からの「JASSO 支援金」の申請を受け付けます。

 - 給付額 10 万円（※返還不要）
 - 申請期限 令和 2 年 1 月末まで
 - 申込資格 次のすべてに該当する人
 - 自然災害等の発生により、通学のために居住する住宅に、半壊もしくは床上浸水以上の被害を受けた場合、または自然災害等による危険な状態が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立ち入り禁止などが 1 か月以上継続した場合。
 - 修業年限で学業を確実に修了できる見込みがある学生。

詳細は奨学金担当にお問い合わせください。

以上
学生生活支援部 学生課